国際獣疫事務局(WOAH)連絡協議会開催要領

平成22年4月26日 消費·安全局 動物衛生課 (令和3年11月1日一部改正) (令和5年 8月1日一部改正)

1. 趣旨

- (1) 国際獣疫事務局(WOAH) は、動物衛生、人獣共通感染症、アニマルウェルフェア及び畜産物の生産段階における安全確保に関する国際基準(WOAHコード)を作成している。また、WTOの「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」は、動物の生命及び健康を感染症から守るための加盟国の動物検疫措置が、WOAHの作成する国際基準に基づいていなければならないとしている。
- (2) WOAHコードは、加盟国への意見聴取と、WOAH総会における採択を経て 策定又は改正される。WOAHコードの策定・改正は国内の産業界や消費者等 の関係者に影響を及ぼすことから、WOAHコードの策定又は改正に関する我 が国の対応方針を決める前に、行政を含めた関係者間で情報を共有するとと もに、意見交換を行うことが重要である。また、WOAHコードの策定・改正 に関する議論は複数年にわたることから、国際基準に反映されやすい対応方 針とするためには、WOAH基準を理解しているメンバーが継続的に参加して 意見交換を行う場を設けることが必要である。
- (3) このため、消費者団体、アニマルウェルフェア等環境関係団体、畜産物の製造・流通・小売関係団体、生産者団体、学識経験者等の国内関係者と継続的に意見・情報交換を行うことを目的として「国際獣疫事務局(WOAH)連絡協議会」(以下「WOAH連絡協議会」とする。)を開催する。

2. メンバー構成

WOAH連絡協議会のメンバーは、通常メンバー及び臨時メンバー合わせて20名以内とする。

(1) 通常メンバー

WOAHコードについて、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べることができる以下の関係者を通常メンバーとして選定する。

- ・消費者団体、アニマルウェルフェア等環境関係団体、畜産物の製造・流通・ 小売関係団体、生産者団体等からの推薦者(9名)
- ・食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会委員等の学識経験者(3名)
- (2) 臨時メンバー (議題に応じて参集するメンバー) 議題に応じて必要があれば、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べ ることができる以下の有識者を臨時メンバーとして選定することができる。
 - ・議題に関する団体等からの推薦者又は議題に関する学識経験者(8名以内)

3. メンバーの選任

(1) 推薦方法

団体からの推薦を受けてメンバーを選任する場合は、当該団体から推薦理 由を確認できる文書の提出を求める。なお、同一団体からの推薦は1名まで とする。

(2) 任期

通常メンバーの任期は、2年とする。ただし、任期途中の欠員に伴い選任 されたメンバーの任期は前任者の残余期間とする。

(3) 選任基準

メンバーの選任に当たっては、審議会委員の選任の基準に準拠する。ただし、専門性等の観点から適当な者がいない場合はこの限りでない。

4. 開催方法

- WOAH連絡協議会は、冬(12月~1月)及び夏(6月~8月)の年2回の開催を基本に、必要に応じて追加開催することとし、WOAH陸生コード改正案についての意見交換、WOAHの総会をはじめとした主な活動や運営状況の報告を行う。
- 議事進行は、通常メンバーのうち互選等により選出された者が行う。
- WOAH連絡協議会は、出席メンバー相互の意見交換を中心とし、公開とする。 ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障 を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益 もしくは不利益をもたらすおそれのある場合には、出席メンバーの総意の もと、非公開とすることができる。
- WOAH連絡協議会の資料は、公開とする。ただし、特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある部分は、この限りでない。
- WOAH連絡協議会の議事概要は、出席メンバーの確認をとった上で、発言者を明示し、公開する。
- 傍聴者の募集は農林水産省のホームページより行う。傍聴者による発言は認めない。

5. 事務局

農林水產省消費 • 安全局動物衛生課